

# わいせつ事案防止に向けた具体的な取組み

平成29年6月14日

わいせつ事案防止に係る特別部会

## 1 服務研修のあり方について

- (1) 当事者意識がより醸成できるよう、社会の変化に応じ、具体的事例に基づいた研修資料を作成する。また、その中で、年代ごとに留意しなければならない視点を提示する。
- (2) 研修の適切な回数や時期、継続可能なモデルを学校に提示し、研修の実施状況を検証する。  
なお、小・中学校については、市町村教育委員会と連携し取組みを進める。
- (3) 研修資料については、広く活用できるよう、県のホームページに掲載する。

## 2 同僚性を生かした未然防止・早期発見・早期対応について

- (1) お互いが注意し合えるよう、生徒や保護者、職員と接する際のマナーのポイントを提示し、危機管理意識の高揚を図る。
- (2) わいせつ・セクハラに関する相談週間を設定し、弁護士などが対応する窓口を設ける。

【継続して検討すべき事項】職員が抱える悩みを話すことができるような学校の組織づくり

## 3 ストレス軽減への対応について

- (1) 職員が「ストレスチェック」制度を有効に活用し、自分の心理的な負担の程度を把握し、不調への気付きができるようにする。  
なお、小・中学校については、市町村教育委員会と連携し取組みを進める。
- (2) 職員が健康に働くことができるよう、ワーク・ライフ・バランスを意識した業務改善の検討体制を整備する。

【継続して検討すべき事項】職員がカウンセリングを受けることができる環境の整備

## 4 教員採用のあり方について

より人物を重視した採用ができるよう、適切な手法について検討する。

【継続して検討すべき事項】志願者の多様な考えや個性を的確に把握できる面接技法の向上